



埼玉県報

第 2 5 5 2 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(生活安全企画課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [液体クロマトグラフ高分解能質量分析計に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [上尾都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [熊谷都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [行田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定の案の縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [種足野通川土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [清算法人種足野通川土地改良区の清算人就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [黒野谷土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [川田谷北部土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [吉見領土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [上福田土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画高階土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示\(建築安全課\)](#)
- [警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道二本木飯能線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道二本木飯能線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成25年度第3回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「保護」を「保護等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人合

三 代表者の氏名

松實 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字上間久里千五十一番地二 三井せんげん台ハイツ五百二十

一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たらちね

三 代表者の氏名

大山 ひさ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市大字伊草四十六番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者及びその家族の日常生活の支援に関する事業、障害者を対象とした生産・創作及び文化活動を行う施設の運営に関する事業等、障害者と地域住民とが隔たりのない円満な人間関係を形成していける社会の実現のための各種事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、障害者及びその家族の日常生活の支援に関する事業、障害者を対象とした生産・創作及び文化活動を行う施設の運営に関する事業等、障害者と地域住民とが隔たりのない円満な人間関係を形成していける社会の実現のための各種事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる会

三 代表者の氏名

大澤 久子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字古里七百六十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、支えあえる人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、すべての人達が生き生きと楽しく生活できる地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百十九号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
日高市	平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 二十五枚 地籍簿 一冊	日高第四十地区 （大字横手の一部）	平成二十五年 十二月九日

告 示

埼玉県告示第七百二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
液体クロマトグラフ高分解能質量分析計 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県衛生研究所総務担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社サンスコーポレーション 埼玉県さいたま市緑区大字大間木17番地 3
- 5 落札金額
49,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 9 月10日

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七百二十四号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定したいので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 ふるさとの緑の景観地の名称及び当該景観地に含まれる土地の区域

名称	区域
所沢市小手指ふるさとの緑の景観地	所沢市小手指町二丁目 一四二七番一 所沢市北中一丁目 二五一番二、二五一番六、一四四七番五、一四四八番一 所沢市東狭山ヶ丘四丁目 二六四六番五、二六四六番七、二六五五番一、二六七五番一 所沢市北野新町二丁目 一番一の一部、一番二、二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、二番七、二番八、二番九、二番一〇、二番一一、二番一二、二番一三、二番一四、二番一五、二番一六、二番一七、二番一八、二番一九、二番二〇、二番二一、二番二二、二番二三、二番二四、二番二五、二番二六、二番二七、四番一、四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、四番九、四番一〇、四番一一、四番一二、四番一六、四番一七、四番一八、五番一、六番五、六番三〇、六番三四、六番三五、六番三六、六番四一、六番五二 所沢市北野新町二丁目 一番五、一番一二、一番三〇、一番三一、一番三三、四番一四、四番二二、六番一、六番

二、六番三

所沢市若狭二丁目

一四五一番四、一四五一番三、一四五一番
三九、一六六七番一、一六六八番一、一六六
九番一、一六六九番二、一六六九番四、一六
八〇番一、一六八〇番六、一六八〇番七、二
六三六番二、二六三九番一、二六四八番一〇
の一部、二六五〇番

二 ふるさとの緑の景観地の指定の案の縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十五年十二月二十七日まで

三 ふるさとの緑の景観地の指定の案の縦覧場所

埼玉県環境部みどり自然課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市環境クリーン部みどり自然課

告示

埼玉県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一 十三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社パルテック 代表取締役 尾崎隆生

福岡県北九州市小倉区室町三丁目二番二十七号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博司

東京都板橋区三丁目九番七号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十四年七月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉町一 十三番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年十二月十五日

ニ 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一 八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル五階

チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社

代表取締役 角日出夫

愛知県西春日井郡西春町大字沖村字山ノ神三十番地

株式会社口フト 代表取締役 遠藤良治

東京都渋谷区宇田川町十八番二号

株式会社ゾフ 代表取締役 上野剛史

東京都渋谷区神宮前六 二十七 八京セラ原宿ビル二階

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役 菊池敬一

愛知県名古屋市中東区上社一丁目九百一

株式会社阪急リテールズ 代表取締役 中川喜博

大阪府大阪市北区新発田一丁目十六番一号

（変更後）株式会社成城石井 代表取締役 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号横浜西口加藤ビル五階

チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社

代表取締役 角日出夫

愛知県西春日井郡西春町大字沖村字山ノ神三十番地

株式会社口フト 代表取締役 内田雅巳

東京都千代田区二番町五 二十五二番町センタービル五階

株式会社ゾフ 代表取締役 上野剛史

東京都港区北青山三 六一 オークラ表参道六階

株式会社ヴィレッツヴァンガードコーポレーション

代表取締役 白川篤典

愛知県名古屋市長区上社一丁目九百一

株式会社ブックファースト 代表取締役 山本茂

大阪府大阪市北区新発田一丁目十六番一号

八 変更年月日

平成二十二年八月一日外

二 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト入間店

埼玉県入間市小谷田二丁目三番三十三号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三一二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時三十分から午後十時

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前三時三十分（一部午前八

時三十分から午後十時）

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前三時三十分（一部午前八

時三十分から午後十時）

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年七月二十九日

二 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ川越的場店

埼玉県川越市的新町二十一 四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年八月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千二百四十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二九〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十二月五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド花園インター店

埼玉県深谷市小前田字塚屋三百十番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年八月六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千四百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十二月五日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月十三日から平成二十六年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、種足野通川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	吉田和雄	埼玉県加須市上種足千三百五番地
同	根岸榮一	同 中種足九百八十四番地
同	肥留川宏一	鴻巣市郷地二千六百十五番地
同	中島茂	同 笠原七百八十五番地三
同	森田久	同 千九百五十四番地
同	高橋保雄	同 二千四百三十六番地
同	笹本清	同 二千五百一番地一
同	岩崎好男	同 二千二百九十四番地二
同	木村政吉	同 千六百四十四番地
同	笹本始	同 郷地四百七十一番地二
同	山壁好男	久喜市菖蒲町小林三千百十六番地
同	黒巢宇吉	鴻巣市境三百八十二番地
同	墓祀夫	加須市下種足三十六番地
同	加藤保夫	同 五百三番地
同	松村廣司	同 中種足二千百九十八番地
同	谷部美知雄	同 千四番地
同	柿沼邦夫	同 六十九番地
同	新井武夫	同 千三百十八番地
同	福田彌一	同 二千六百六十三番地
同	石川幸作	同 上種足千二百四十一番地
同	平野三郎	同 千九十七番地
同	藤井浩一	同 千四百十三番地
同	野口勝司	同 千四百六十五番地一
同	柿沼昭次	同 千六百七十六番地
同	栗原成志	同 三千六十八番地
同	渡邊直美	同 中種足三千三百四十二番地

理事 細野 安一

埼玉県加須市上種足三千三百十五番地

告示

埼玉県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十一月二十六日解散認可した加須市種足野通川土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 和雄	埼玉県加須市上種足千三百五番地
根岸 榮一	同 中種足九百八十四番地
肥留川 宏一	同 鴻巣市郷地二千六百十五番地
中島 茂	同 笠原七百八十五番地三
森田 久	同 同 千九百五十四番地
高橋 保雄	同 同 二千四百三十六番地
笹本 清	同 同 二千五百一番地一
岩崎 好男	同 同 二千百九十四番地二
木村 政吉	同 同 千六百四十四番地
笹本 始	同 同 郷地四百七十一番地二
山壁 好男	同 同 久喜市菖蒲町小林三千百十六番地
黒巢 宇吉	同 同 鴻巣市境三百八十二番地
墓 祀夫	同 同 加須市下種足三十六番地
加藤 保夫	同 同 同 五百三番地
松村 廣司	同 同 中種足二千百九十八番地
谷部 美知雄	同 同 同 千四番地
柿沼 邦夫	同 同 同 六十九番地
新井 武夫	同 同 同 千三百十八番地
福田 彌一	同 同 同 二千六百六十三番地
石川 幸作	同 同 同 上種足千二百四十一番地
藤井 浩一	同 同 同 千四百十三番地
野口 勝司	同 同 同 千四百六十五番地一
柿沼 昭次	同 同 同 千六百七十六番地
栗原 成志	同 同 同 三千六十八番地

渡邊直美
細野安一

埼玉県加須市中種足三千三百四十二番地
同 同 上種足三千三百十五番地

告示

埼玉県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十五年十二月二日認可した。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

黒野谷土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告示

埼玉県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十五年十二月二日認可した。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川田谷北部土地改良区

二 事務所所在地

桶川市

告示

埼玉県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年十二月六日認可した。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第七百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、上福田土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十五年十二月六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年十二月十六日から

平成二十六年一月二十二日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

川越市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百三十八号

川越市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

川越市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四十号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

川越市長から川越都市計画高階土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、川口都市計画川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

川口金山町12番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年十月十二日から平成二十六年九月末日

三 施行地区

埼玉県川口市金山町の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市川口一丁目五番十四号

五 施行認可の年月日

平成二十二年十月十二日

六 変更の内容

施行地区内の土地の地番、設計の概要及び資金計画

七 変更の認可の年月日

平成二十五年十二月十三日

告示

埼玉県告示第七百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県上尾市大字上二百五十一番地一

株式会社ホンダカーズ埼玉中 代表取締役 石井 敦

ロ 敷地の位置

埼玉県久喜市西大輪四丁目十四番地一、二、三の一部、十八、十九、二十

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十五年十二月二十四日（火）

午後二時三十分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県久喜市鷲宮六丁目一番地一

久喜市鷲宮総合支所 四階 四〇七会議室

告示

埼玉県告示第七百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
41,630,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年9月10日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 二本木飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	人間市大字寺竹字外野東一 号二 一六番一 地先から 同市大字 寺竹	区 間
一〇・七九 一〇・〇三	八・六八 八・七八	敷地の幅員 (メートル)
	一〇八・七〇	延長 (メートル)
工事	社会資本整備総合交付金（交通安全）	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>二本木飯能線</p>	<p>路線名</p>
<p>入間市大字寺竹字外野東一ノ二一六番一 地先から同市大字寺竹字外野東一ノ二三三番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十二月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十二月十三日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇八・七〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>路線名</p>	<p>百二十五号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>行田市大字下須戸字中土手上二〇四四番二地先から 同市大字荒木字石橋二八九番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年十二月十三日</p>
<p>備考</p>	<p>道路改良工事による。 平成四年三月十三日付け埼玉県告示第三六九号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長九二〇・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十二月九日

指令川建セ第二五 四五一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月十日

川建セ第二五 一 四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字芝越三八一番八、三八三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市久保島七八四番地一

島田 穰

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月二日

指令越建セ第二四〇〇九一一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月九日

越建セ第四二一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字宿二千九番一、二千九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一丁目三番二号 グランベルク和戸駅改札前一〇二二号

諸星 大介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年九月六日

指令越建セ第二五〇〇三七〇号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月九日

越建セ第四二二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

- 埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮二百八十四番一、二百八十九番一、二百九十番一、二百九十一番、二百九十二番、二百九十三番、二百九十四番一、二百九十五番
- 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設 株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月四日

指令越建セ第二四〇〇七九一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月九日

越建セ第四二三一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五百十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市栄六―一―五〇六

矢野 麻美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月十三日

指令越建セ第二三〇〇八一二号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月九日

越建セ第四二四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部千五百一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一―八―四

株式会社アサヒホーム 代表取締役 佐々木文雄

告 示

埼玉県公安委員会告示第242号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成25年12月13日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成26年1月14日(火)及び1月15日(水)

イ 技能審査

平成26年1月18日(土)、1月28日(火)、1月29日(水)、1月30日(木)及び
1月31日(金)

ウ 面接審査

平成26年2月5日(水)、2月6日(木)及び2月7日(金)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成25年12月13日(金)から12月27日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに12月23日(月)を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 野 本 陽 一

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監査対象機関
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所
環境部	環境科学国際センター
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、加須保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水田農業研究所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター
都市整備部	熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	浦和図書館、文書館、大滝げんきプラザ、浦和高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮南高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、秩父農工科学高等学校、常盤高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、鷲宮高等学校、浦和特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、行田警察署

(3) 監査実施日

平成25年8月27日～平成25年11月1日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	東松山県税事務所	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ交換工事」(999,600 円)について、次の点で不適切であった。 1 契約の相手方が特定されることを理由に、空調設備保守点検業務の委託先業者 1 者のみから見積書を徴収し、契約を締結していた。 2 特殊な修繕であることを理由に、予定価格調書を作成していなかった。
保健医療部	草加保健所	平成 24 年度の結核管理健診・接触者健診の 12 月分委託料の支払いにおいて、請求金額(5,933 円)から 4 月分、8 月分、10 月分の過払い金額(合計 60 円、各月 20 円)を差し引いて 5,873 円を支払ったことは、不適切であった。

<p>県土整備部</p>	<p>越谷県土整備事務所</p>	<p>平成 23 年度の「地方特定道路(改築)整備工事(取付道路築造工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>
<p>教育局</p>	<p>浦和図書館</p>	<p>平成 24 年度及び平成 25 年度に行った図書館資料複写サービスについて、複写料金及び資料送付のための郵送料を現金書留により現金を受領し収納しているものがあるが、納入者に対し領収書を発行していなかったことは不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年十二月十三日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	野 本 陽 一
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	大宮高等学校	平成24年12月14日 (第2450号)	<p>物品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成24年度に学校が行った調査で発見できなかった備品について、不用決定及び廃棄処分の手続きが行われていた。</p> <p>しかし、廃棄処分したとされる備品の一部が後日発見されるなど、調査が不十分だった上に、不用決定等の理由が事実と異なっていた。</p> <p>2 収納金原符について、平成21年度への繰越の際に消耗品出納簿に誤った残高を記載しており、平成24年度まで現物と消耗品出納簿の残高が一致しない状況であった。</p>	<p>再発防止のため、以下の取組を行った。</p> <p>1 所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則に基づき、平成25年3月22日に事故報告書を提出し、平成25年3月22日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>全職員に対し、適正な物品管理と事務処理を実施するよう周知徹底した。</p> <p>また、物品の保管場所について、再度調査を行い、より適切に管理できるよう備品管理ファイルを補助する資料を作成した。</p> <p>2 平成24年度の出納簿について、平成24年10月4日に誤記訂正を行った。</p> <p>また、財務規則に基づく出納員の事務引継ぎを適切に行い、現物と出納簿の照合を徹底することとした。</p> <p>加えて、出納簿への誤った記載を防止するため、複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。</p>
教育局	草加南高等学校	平成25年6月21日 (第2502号)	<p>備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則に基づき、平成25年7月24日に事故報告書を提出し、平成25年7月25日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため管理責任者を定め、定期的に現物の確認をすることとした。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	鷲宮高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「ボイラー点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。	支出手続きにおいて過払いが発生したため、返納の手続きを進めたが債務者である法人が消滅していたため、請求をすることができなかった。このため、その経過をまとめた顛末書を教育局財務課に提出し、この事案を記録として残した。 再発防止のため、支出決定及び審査に際して、見積書と請求書の内容、金額の確認を徹底するよう職員に周知した。